

# 学校生活の約束

## 【約束の見直しについて】

これまで、学校生活の約束の見直しは、生徒の意見を聞きながら学校職員が行ってきました。しかし、今年度より、生徒が校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につなげることを主な目的として、生徒が参画して取り組んでいきます。

- 学校生活では、「自ら判断、行動し、支え合う」ことを意識しましょう。
- 安全で楽しい学校生活を送るために、生活のきまりを守ることが大切です。
- 先生は、生徒の皆さんが、安心して学校生活を送れることを保障した指導をします。

## 1 登下校

- (1) 登下校は制服とします。ただし、強雨の時は体操服でも構いません。また、学校行事（部活動の下校時も含む）など、特別に認められた時は体操服で構いません。
- (2) 生徒昇降口は午前7時40分に解錠します。これより前に登校しないようにしましょう。学校行事など、特別な日はこの限りではありません。
- (3) 午前8時までに教室に入り、午前8時05分に読書を始めているように指導します。午前8時05分（チャイム鳴り始め）までに教室に入れない場合は「登校遅刻」となります。登校遅刻が続く場合は、保護者にお知らせします。
- (4) 自転車登校をする時（休日の部活動の登下校も含む）は、必ずヘルメットを着用し、「自転車登録ステッカー」が貼ってある通学用の自転車を使用します。家庭で定期的に点検を行ってください。また、県条例（「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」）に従い、自転車保険（賠償責任保険）に必ず加入してください。

## 2 身なり

- (1) 勉学に励むという観点から、目立つ身なりにならないように指導します。
- (2) 服装、頭髪などについては、以下「3」、「4」の約束を守り、違反が認められた時は、家庭で直してから再登校する場合があります。

## 3 服装

- (1) 登下校及び学校生活は制服を着用します。ネクタイ、リボンは常時着用します。但し、クールビズ期間（5月～10月）を設け、その期間中はネクタイ、リボンを着用しなくても構いません。また、体操服（含ジャージ）でもかまいません。
- (2) 授業は制服で受けることを原則とします。但し、体操服で受ける授業が続く場合の着替えのタイミングは各自で判断しましょう。生徒の負担を軽減し、「時間を守る」「更衣室の密を避ける」ことが主な理由です。部活動は授業ではないのでこの規定に該当しません。
- (3) 正しく制服を着ていない場合（シャツ出し、ミニスカート、ズボン下げなど）は指導します。スカート丈は、正面から見てひざが隠れる長さとしします。
- (4) ベルトは正装に適したものを着用します。
- (5) ワイシャツ、ブラウスの下は、外から見て目立たない肌着を着用します。
- (6) くつ下は制服に合った目立たない色のものを着用します。

- (7) 通学用くつは、保健体育の授業で使用できるランニングシューズとします。色は制服に合った目立たない色のものを使用するよう指導します。
- (8) 衣替えの期間は設けません。目安としては、5月と10月としています。ご家庭の判断で衣替えを行ってください。年中、ワイシャツやブラウス、ブレザー姿でいるなど、衣替えをしないことがないように指導します。
- (9) 寒冷期について
  - ・登下校時に手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用して構いません。ただし、学校生活では着用しないように指導します。登下校時に教室で脱着しましょう。
  - ・防寒着としてセーター、ベスト、カーディガンを着用しても構いません。色は無地で華美でないものとしします。
  - ・防寒着は、ブレザーの下に着て、ブレザーの下から大きくはみださないように指導します。また、防寒着姿（含ジャージ）で生活しないように指導します。但し、体温調節のため、授業中に限って、教室内で防寒着姿になっても構いません。
  - ・タイツ、スパッツ、トレンカを着用して構いません。色は黒色とします。ストッキングは認めていません。タイツは50デニール以上のものとしします。
  - ・タイツを着用した場合は、保健体育の授業ではくつ下をはくようにします。
  - ・膝掛けは、授業中及び教室内に限って使用しても構いません。特別教室で使用する時は、たたんで持ち歩くように指導します。

#### 4 頭髪など

- (1) 頭髪やまゆ毛は爽やかで清潔感があるものとしします。
- (2) 頭髪が肩にかかる時はゴム（色は正装にふさわしいもの）やピンでとめるように指導します。

#### 5 その他

- (1) 欠席、遅刻、早退及び保健体育の授業を見学する時は、保護者が午前8時までにさくら連絡網で学校へ連絡してください。午前8時以降は電話連絡をお願いします。さくら連絡網で連絡した場合は、学校から受け取った旨を保護者へ返信します。但し、保健体育の見学及び部活動の欠席連絡については返信しません。
- (2) 不要物は持ってこないように指導します。不要物とは、学校生活に必要ないものです。不要物は学校で預かり、指導後に保護者へ直接返却する場合があります。
- (3) ナップサックやサブバックに飾りやアクセサリを付けないように指導します。ただし、お守りや目印程度の小さなキーホルダーを1つ付けることは許可します。
- (4) 水筒は必要に応じて持参しましょう。中身はお茶、水、スポーツ飲料とします。ペットボトルを使用する場合はカバーをするように指導します。
- (5) 学校生活では、常に2分前行動を心がけるなど、時間を意識して行動しましょう。
- (6) 休み時間は、次の授業の準備の時間であることを意識しましょう。
- (7) 校内の器物を破損した場合は、保護者に弁償してもらうことがあります。
- (8) 登校後は（忘れ物を取りに行くなどの理由で家に戻るなど）無断で校外へ出てはいけません。必要な時は、必ず職員に許可を得るよう指導します。
- (9) ネクタイ、リボン、上ぐつ、傘、はしを忘れた場合は学校で貸し出します。学級担任の先生に申し出てください。速やかに返却しましょう。